

行政の窓

北海道の木質バイオマスエネルギー利用促進の取組

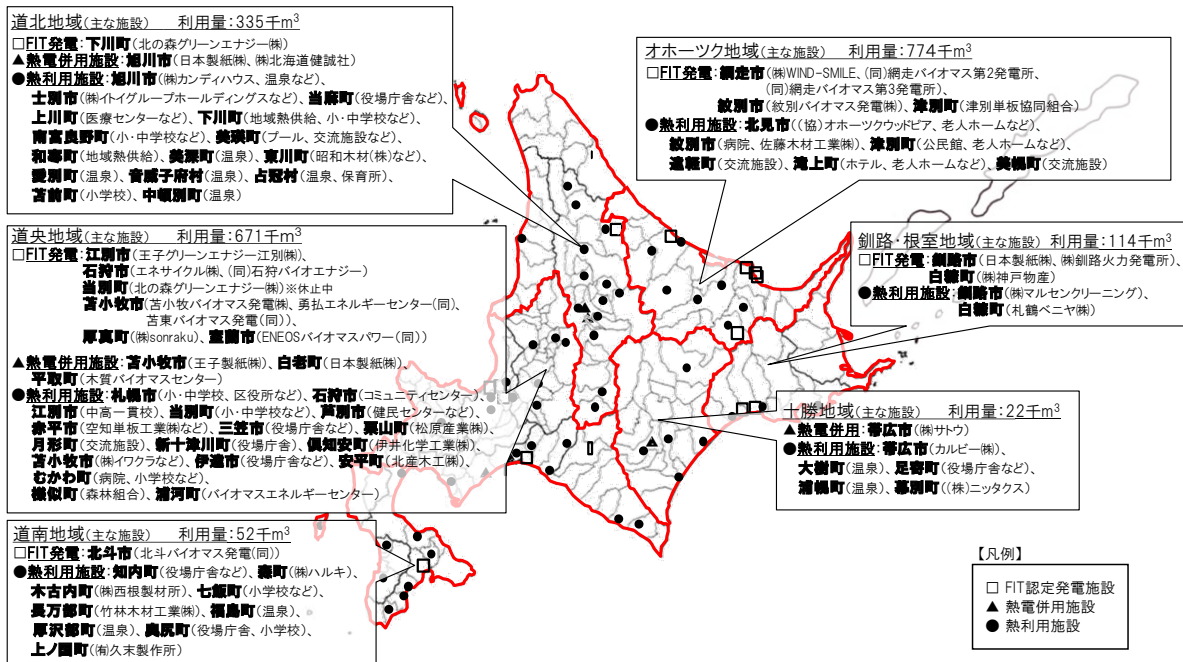
森林整備で発生する林地未利用材や製材工場で生じる端材などの木質バイオマスは、暖房などのエネルギー燃料として活用することで、森林資源の循環利用や地球温暖化の防止、地域の活性化にも貢献する取組であることから、道ではこれまで、木質バイオマスの関連施設整備や安定供給体制の構築に向けた支援を行ってきました。

一方で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）が始まって以降、令和 7 年度末までに道産木材を燃料とする木質バイオマス発電施設が 14 施設稼働するなど、発電向けに多く利用され、令和 7 年度のエネルギー利用量は 197 万 m³ となり、令和 13 年度の目標値である 200 万 m³ に迫る高い水準となっています。こうした中で、発電燃料の調達に既存の木材利用に影響を与えないよう、これまで利用されてこなかった細い間伐材や枝条などの未利用材を安定的に供給することが求められています。

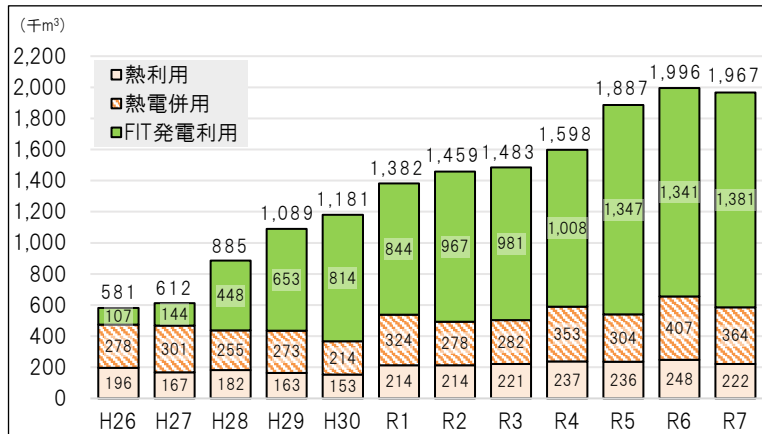
このため道では、林地未利用材の効率的な集荷・搬出や加工に必要な機械の導入を支援するなど、未利用材の利用促進に取り組んでおり、また、北海道木質ペレット推進協議会と連携し、各種イベントに出展してペレットストーブの展示や木質燃料の紹介を行うなど、木質バイオマスの普及啓発に取り組んでいます。

今後も、地域に合わせた木質バイオマスの利用が進むよう、関係機関と連携して取り組みを進めていきます。

道内の主な利用施設（令和 8 年 7 月現在）



木質バイオマスの原料別エネルギー利用量の推移



道内木質バイオマス利用施設の状況

〔令和 7 年度に利用実績のあった設備〕

木質バイオマス発電機：55 基
 木くず焚 boiler：137 基
 ペレット boiler：59 基
 ※木くず焚・ペレット boiler は、
 発電利用目的の boiler を含む



〔木質バイオマス発電施設〕

〔薪〕

(水産林務部林務局林業木材課利用推進係)